

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の世帯は、窓口負担3割(現役並み所得者)の方を除き、医療費の窓口負担が2割になります。
- 世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



見直しに伴い、例年、被保険者証の更新は1年に1回、7月に送付しておりましたが、**令和4年度のみ、全被保険者へ7月と9月の2回送付**されますので、被保険者証の有効期限にご注意ください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

「宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課」又は市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。また、制度改正の見直しに関するご質問等は、国がコールセンターを開設していますので、ご利用ください。

【後期高齢者窓口負担割合コールセンター】 **(0120-002-719)** にお問い合わせください。

受付時間 月から土曜日 9:00から18:00